

京都市告示第 227 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、廃止、
休止及び再開の届出がありました。

平成16年6月30日

京都市長 榊本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
山田歯科桃山診療所	山田歯科医院	平成15年12月1日

施術者所在地変更

施術者の名称	施術所の名称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
永井 克巳	永井治療院	左京区松ヶ崎三反長町4 の2メゾン桜木101	左京区岩倉木野町43	平成16年6月1日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
京都武田病院	下京区西七条南衣田町 1 1	平成16年3月31日
(医)一坂整形外科医院	北区紫竹上梅ノ木町 1 7 の 5	平成16年5月11日
水野診療所	南区西九条開ノ町 1 2 5 の 3	平成16年4月1日
日根野医院	左京区聖護院円頓美町 1 6	平成16年4月30日
松田医院	山科区御陵久保町 2 5	平成16年5月31日
藤田歯科医院	伏見区周防町 3 3 3	平成16年4月9日
長谷川歯科医院	伏見区鍛冶屋町 9 8 5	平成16年4月30日
田伏歯科医院	伏見区深草越後屋敷町 1 9 - 1	平成16年4月30日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
大塚医院	伏見区竹田樋ノ井町 1 8	平成16年4月1日

医療機関再開

名 称	所 在 地	再開年月日
はせがわ歯科医院	伏見区柘形町 4 5 2	平成16年5月1日
田伏歯科医院	伏見区深草出羽屋敷町 2 の 1	平成16年5月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)